

2025年8月7日

第37回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

日本エンタープライズ株式会社

目 次

第37期事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項		
(1)当連結会計年度の事業の状況	※	2
(2)直前3連結会計年度の財産及び損益の状況		5
(3)重要な親会社及び子会社の状況	※	6
(4)対処すべき課題		7
(5)主要な事業内容		9
(6)主要な営業所		9
(7)使用人の状況		10
(8)主要な借入先の状況		10
(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項		10
2. 会社の現況		
(1)株式に関する事項		11
(2)新株予約権等に関する事項		12
(3)会社役員に関する事項	※	13
(4)会計監査人に関する事項		20
(5)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要		21

第37期連結計算書類

連結貸借対照表		26
連結損益計算書		27
連結株主資本等変動計算書		28
連結注記表		29

第37期計算書類

貸借対照表		41
損益計算書		42
株主資本等変動計算書		43
個別注記表		44

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告		51
計算書類に係る会計監査報告		53
監査役会の監査報告		55

※事業報告のうち、1.(1)「当連結会計年度の事業の状況」中の①「事業の経過及びその成果」以外の事項、1.(3)「重要な親会社及び子会社の状況」及び2.(3)「会社役員に関する事項」については、第37回定時株主総会招集ご通知に記載しておりますが、本資料においても掲載しております。

第37期 事業報告

2024年6月1日から
2025年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド消費の拡大、賃上げによる雇用・所得環境の改善等により、引き続き景気回復の動きが継続しております。一方で、米国の関税等の政策による世界的な景気後退リスク、金融資本市場の変動リスク、国内の物価上昇の懸念等により先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の下、当社グループに関連するITサービス業界は、デジタルを活用した業務効率化の他、カスタマーエクスペリエンス（注1）提供を目的としたニーズの高まりを背景に、生成AI等最新テクノロジーの活用促進、企業のDX（注2）投資等により堅調に拡大しております。

これらの状況において、当社グループといたしましては、クリエイション事業（コンテンツサービス、ビジネスサポートサービス等）及びソリューション事業（システム開発サービス、業務支援サービス、その他サービス）を推進し、事業規模及び収益拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は44億42百万円（前連結会計年度比5.4%減）、営業利益は67百万円（同74.4%減）、経常利益は89百万円（同68.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は21百万円（同89.6%減）となりました。

事業の種類（セグメント）別の状況につきましては、次のとおりであります。

はじめに、自社で保有する権利や資産を活用したサービスを提供するクリエイション事業は、一般消費者向け「コンテンツサービス」においては、月額コンテンツがプロモーション強化で増加に転じた他、通信キャリアの定額制コンテンツが販促強化及び新タイトル投入により増収となりました。

法人向け「ビジネスサポートサービス」においては、交通情報、キitting支援（ツール販売）が増加したものの、キitting支援（代行サービス）、コミュニケーション及びEC・ASPサービス等の減少により減収となりました。

以上の結果、クリエイション事業の売上高は17億99百万円（前連結会計年度比1.1%増）、セグメント利益は3億68百万円（同20.0%減）となりました。

次に、法人向けシステムの受託開発・運用を主な業務とするソリューション事業は、「システム開発サービス」においては、サステナビリティ経営に向けた企業のDX推進に伴い、AIやIoT（注3）等、様々な技術を組み合わせたシステム開発の需要が増大する中、スマートフォンアプリ及びサーバ構築の豊富なノウハウと実績が評価され、アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート、販売促進等クリエーション事業で培ったノウハウを活かした受託開発・ラボ型開発（注4）を推し進めたものの、復調の遅れ等により減収となりました。

人手不足問題にマッチした「業務支援サービス」においては、大手通信キャリア等に対し、高度IT人材による上流工程の常駐型支援サービス等の増進により増収となりました。

また「その他サービス」においては、ガラスコーティング剤の販売等が伸長したものの、前第1四半期連結累計期間における特需（ソリューション関連機器）の剥落等により減収となりました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は26億42百万円（前連結会計年度比9.4%減）、セグメント利益は2億75百万円（同26.5%減）となりました。

（注1）商品やサービスを購入し、使用・利用、アフターサポートまでの過程における体験にフォーカスを当てるマーケティング手法

（注2）「Digital Transformation」の略

「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念

（注3）「Internet of Things」の略

モノをインターネットに接続して制御・認識などを行う仕組み

（注4）専任のITエンジニアチームによる開発支援形態

(単位：百万円、%)

事業セグメント	第36期		第37期		前連結会計年度比増減率	
	売 上 高	セグメント 利 益	売 上 高	セグメント 利 益	売 上 高	セグメント 利 益
ク リ エ ー シ ョ ン 事 業	1,780	460	1,799	368	1.1	△20.0
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	2,915	375	2,642	275	△9.4	△26.5

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は129百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

クリエイション関連システム等 129百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第34期 (2022年5月期)	第35期 (2023年5月期)	第36期 (2024年5月期)	第37期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売 上 高 (百万円)	4,019	4,210	4,696	4,442
経 常 利 益 (百万円)	153	190	278	89
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)	71	103	209	21
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	1.81	2.68	5.43	0.56
総 資 産 (百万円)	5,664	5,717	5,951	5,591
純 資 産 (百万円)	4,892	4,926	5,068	4,896
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	123.50	124.18	127.61	122.87

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 ダ イ ブ	25百万円	83.3%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社フォー・クオリア	99百万円	97.5%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社 a n d O n e	50百万円	93.2%	クリエイション事業
株 式 会 社 会 津 ラ ボ (注)	29百万円	100.0% (100.0%)	クリエイション事業 ソリューション事業
株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	55百万円	90.6%	クリエイション事業 ソリューション事業
い な せ り 株 式 会 社	10百万円	100.0%	クリエイション事業 ソリューション事業
株式会社スマート・コミュニティ・サポート (注)	40百万円	50.6% (50.6%)	クリエイション事業
株式会社アップデートサポート (注)	15百万円	100.0% (66.7%)	ソリューション事業

(注) 議決権比率の欄の () 内の数字は、間接出資割合を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

① 事業の拡大

当社グループの主要市場である移動体通信業界では、生成AIやIoT、クラウド技術の進化により、人々のより良い生活に資する多様なITサービスが経済や社会活動へ浸透し、求められるサービスやソリューションも日々変化しております。当社グループがこうした変化に対応し、持続的な成長を遂げるためには、既存事業の深化に加えて、新たな価値創造に向けて挑戦し続けていくことが不可欠であり、そのためには事業領域の拡大が重要な課題であると認識しております。この課題に対処すべく、既存事業における需要の深掘りと付加価値の向上に努めるとともに、積極的に外部企業とのアライアンス強化、業務提携、M&Aを推進してまいります。

② 企画力・技術力の強化

社会全体でDX化が加速し、顧客ニーズが多様化する中、より便利で豊かな社会の実現に貢献するサービスを提供していくためには、当社グループが創出するサービスの付加価値をさらに高めるとともに、新たなサービスを創出するための企画力・技術力を強化することが重要な課題であると認識しております。顧客ニーズに対する感度を一層高め、積極的な提案活動や情報収集に取り組むとともに、先進技術の活用に向けた社内教育や研修体制の充実に努めてまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、DX時代に即した新たな事業への対応が求められるため、優秀な人材確保と同時に、従業員が各々の専門性を高め、付加価値の高い人材へと成長するための育成が重要な課題であると認識しております。特にIT業界においては、顧客ニーズの多様化に加え、技術革新が著しく、それらに対応する営業力を有する人材や、高度な技能を有するIT人材の獲得競争が激化していることから、当社グループでは採用手法の多様化を進めております。また、育成においては、社内研修の継続的な実施に加え、外部の教育制度を積極的に活用することで個人の成長を支援しております。併せて、福利厚生の実施や働きがいのある職場づくり、組織の活性化に資する施策にも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部統制の強化・充実

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、内部統制の強化・充実が重要な課題であると認識しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進するとともに、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、業務の有効性及び効率性を高め、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。また、将来的なプライム市場への上場を視野に改訂コーポレートガバナンス・コードの主旨を踏まえ、各種施策に積極的に取り組み、多様なステークホルダーとの間で建設的な対話が進むための実効性ある体制を整備してまいります。

⑤ リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題であると認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設ける他、リスク管理チームを設置し、今後も一層リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

⑥ 働き方改革の推進

当社グループでは、「21世紀を代表する社会をより良い方向に変える会社でありたい」という経営ビジョンのもと、当社グループの技術・サービスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを推進し、企業価値の向上を目指しております。これらの中長期的に実現していくためには、当社グループの成長を支える原動力である従業員の心身の健康を維持し、能力を最大限に発揮できる職場環境の整備が重要な課題であると認識しております。そのため、従業員の心身の健康をサポートし、ワークライフバランスに配慮した各種支援制度の整備、ワークフローの改善やペーパーレス化等による業務の生産性・効率性向上に資する施策を講じ、働き方改革を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社グループは、クリエイション事業及びソリューション事業の2事業を主要な事業としております。

① クリエーション事業

自社で保有する権利や資産を活用したサービスの提供を通じて、新しいライフスタイル、ビジネススタイルを創造する事業。スマートフォンによるアプリサービスを中心とした一般消費者向け「コンテンツサービス」、キitting支援、交通情報、コミュニケーション、EC・ASPサービス等法人向け「ビジネスサポートサービス」、太陽光発電の「再生可能エネルギー」。

② ソリューション事業

ITソリューションを通じ、顧客のビジネスに新しい価値を提供する事業。法人顧客向けアプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート、販売促進などを中心とした「システム開発サービス」、高度IT人材により上流工程の業務を常駐型で支援する「業務支援サービス」、端末周辺環境を支援する各種商材販売、広告、物販等の「その他サービス」。

(6) 主要な営業所 (2025年5月31日現在)

当	社	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社	ダ イ ブ	本社：東京都港区
株 式 会 社	フ ォ ー ・ ク オ リ ア	本社：東京都品川区 営業所：山口県宇部市、大阪府大阪市
株 式 会 社	a n d O n e	本社：東京都渋谷区
株 式 会 社	会 津 ラ ボ	本社：福島県会津若松市
株 式 会 社	プ ロ モ ー ト	本社：東京都渋谷区
い な せ り 株 式 会 社		本社：東京都渋谷区
株式会社	スマート・コミュニティ・サポート	本社：山口県宇部市
株式会社	アップデートサポート	本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
230名（78名）	10名増（19名減）

- （注）1. 使用人数は就業人員数であり、（ ）は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。
3. 臨時従業員数が前連結会計年度末と比べて19名減少した要因は、主に子会社における退職による自然減によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
74名（9名）	3名増（一名）	41.1歳	7.4年

- （注）1. 使用人数は就業人員数（当社から他社への出向社員は含んでおりません。）であり、（ ）は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・契約社員・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。
3. 当社には労働組合はございませんが、労使関係は良好に推移しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年5月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 147,800,000株
- ② 発行済株式の総数 38,534,900株
- ③ 株主数 10,578名（前事業年度末比781名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
植 田 勝 典	11,130,000	28.88
プ ラ ン ト フ ィ ル 株 式 会 社	9,650,000	25.04
金 室 貴 久	542,600	1.40
野 村 證 券 株 式 会 社	337,529	0.87
多 々 良 師 孝	315,400	0.81
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	314,503	0.81
小 松 秀 輝	270,000	0.70
佐 伯 高 史	192,000	0.49
杉 山 浩 一	189,500	0.49
日 本 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 従 業 員 持 株 会	178,100	0.46

- ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2025年5月31日現在）

		第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		2023年2月22日	2024年2月21日
新株予約権の数		143個	340個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 34,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり13,800円 (1株当たり138円)	1個当たり13,800円 (1株当たり138円)
権利行使期間		2025年4月1日から 2028年3月31日まで	2026年4月1日から 2029年3月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 103個 目的となる株式数 10,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名
	監査役	—	—

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員 の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2025年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	植 田 勝 典	
代 表 取 締 役 社 長	杉 山 浩 一	
専 務 取 締 役	田 中 勝	管理本部長
取 締 役	福 田 正	一般財団法人UPDATE EARTH 理事長
取 締 役	岩 田 明 子	フリージャーナリスト 株式会社イワタ 代表取締役 株式会社ドトール・日レスホールディングス 社外取締役
常 勤 監 査 役	片 貝 義 人	
監 査 役	吉 川 信 哲	
監 査 役	星 野 正 司	星野公認会計士事務所 株式会社ヒット 社外監査役 イシグロ株式会社 社外監査役 イシグロホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役福田正及び岩田明子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉川信哲及び星野正司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役吉川信哲氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役星野正司氏は、公認会計士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当連結会計年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年8月29日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡田武史及び辻友子の両氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2024年8月29日開催の第36回定時株主総会において、福田正及び岩田明子の両氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

6. 当連結会計年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
植 田 勝 典	代表取締役会長	代表取締役会長 兼 社長	2025年6月1日
杉 山 浩 一	代表取締役社長	専務取締役 コーポレート営業本部長 兼 技術管掌	2025年6月1日
杉 山 浩 一	専務取締役 コーポレート営業本部長 兼 技術管掌	取締役 コーポレート営業本部長 兼 グループ技術管掌 (社長特命担当)	2025年8月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料は当社が負担しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について、以下のとおり決議いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議による定め範囲内とし、職務内容と業績の反映及び株主との価値共有という観点から、業務執行取締役については、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬である長期インセンティブとしてのストックオプションにて

構成することとしています。また、社外取締役については、その職務の性質を踏まえ、固定報酬とストックオプションにて構成することとしています。

(a) 固定報酬の額又は算定方法等の決定に関する方針

固定報酬については、月例の固定報酬とし、取締役の任期更新時期である8月に各取締役の職位及び職務の内容、貢献度、業績、報酬水準等を勘案のうえ決定することとしています。

(b) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業績向上に対する意識を高めるため、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、取締役の任期更新時期である8月に、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度の同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業績連動報酬確定額とします。また、その支払方法は、同確定額を12分割のうえ月例の固定報酬と合わせて、取締役在任期間である8月から翌年7月に月例で支払うものとしております。通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。

(c) ストックオプションの内容及び額若しくは数又はその算定方法等の決定に関する方針

ストックオプションについては、当社の業績向上に対する意欲向上及び株主との価値共有を目的とした報酬と位置づけ、長期インセンティブとして、新株予約権を付与しています。その具体的な内容及び額若しくは数又はその算定方法並びに付与の時期又は条件についてはその目的に適うものを株主総会の決議による定め の範囲内で決定することとしています。

(d) 固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、ストックオプションの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう、上記各報酬の算定結果、他社の動向や取締役報酬の水準を勘案し決定するものとします。

(e) 報酬の決定方法

取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額は、代表取締役会長植田勝典及び代表取締役社長杉山浩一が、取締役会から本方針に基づいた算定の委任を受け、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で個別の報酬額を協議のうえで決定し、その結果を取締役に報告するものとします。

ストックオプションについては、株主総会の決議による定め の範囲内で、代表取締役会長植田勝典及び代表取締役社長杉山浩一による協議により、各取締役の職位及び職務の内容、報酬水準等を勘案した取締役の個人別の付与数について原案を作成し、取締役会が決定するものとします。

当事業年度においては、取締役会は、代表取締役会長植田勝典及び代表取締役社長杉山浩一に対して、各取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額の具体的内容の決定を

委任しております。かかる委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案して、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役会長植田勝典及び代表取締役社長杉山浩一が適任であると判断したためです。なお、委任を決定した取締役会の審議においては社外取締役の意見も踏まえて慎重に審議しております。

(注) 「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」については、2025年6月1日付代表取締役の異動に基づき、2025年7月25日開催の取締役会において、当該決定方針の内容の一部を以下のとおり変更しております。

(変更に該当する事項のみ記載しており、変更箇所の下線を引いております。)

【基本方針】

(e)報酬の決定方法

取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬額は、代表取締役会長 兼 社長植田勝典が、取締役会から本方針に基づいた算定の委任を受け、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で個別の報酬額を決定のうえ、その結果を取締役に報告するものとします。

ストックオプションについては、株主総会の決議による定め範囲内で、代表取締役会長 兼 社長植田勝典が、各取締役の職位及び職務の内容、報酬水準等を勘案のうえ、取締役の個人別の付与数について原案を作成し、取締役会が決定するものとします。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬	非 金 銭 報 酬 等 (ストックオプション報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	137 (10)	136 (10)	0 (-)	0 (0)	7 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (8)	21 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	159 (18)	158 (18)	0 (-)	0 (0)	10 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2024年8月29日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名が含まれております。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額320百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2000年8月21日開催の第12回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記金銭報酬とは別枠で、2021年8月27日開催の第33回定時株主総会において、ストックオプションとして、年額200百万円（うち、社外取締役分は50百万円）以内とし（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、年400個（うち、社外取締役分は100個）以内の範囲で概要下記の新株予約権を付与することについて決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

目的である株式の種類及び数 当社普通株式とし、1個当たり100株とする。

行使価額 目的となる株式の数に割当日の属する月の前月の各日における終値の平均値（割当日の終値を下回る場合は割当日の終値に1.05を乗じた金額）を乗じた金額

行使期間 募集事項を決定する取締役会決議の翌日から10年以内の範囲内で、当社取締役会において定める。

行使の条件等

- ・ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の条件に従い、新株予約権を行使することができる。
- ・ 本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約等について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
5. 業績連動報酬に係る業績指標は通期連結経常利益の目標額、達成率であり、当該指標を採用する理由は、当社は企業の経営活動全般の利益を表す経常利益が最重要であると捉え、グループ会社と一体となり向上に努めていることによるものであります。
- 当社の業績連動報酬は、社内で予め定めた通期連結経常利益の目標額、達成率を指標として、当該事業年度の連結経常利益目標額に対する業績連動報酬額と、前事業年度の同目標額の達成率に応じた業績連動報酬の精算額をそれぞれ算出し、合算した額を当該事業年度の業績連動報酬確定額とするものです。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結経常利益の目標額は300百万円であり、実績は89百万円であります。
6. ストックオプション報酬は、以下の第13回新株予約権であります。

	第13回新株予約権
発行決議日	2024年2月21日
新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個につき普通株式100株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり13,800円 (1株当たり138円)
権利行使期間	2026年4月1日から 2029年3月31日まで
行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合又は当社又は当社関係会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、13頁に記載のとおりです。
- ・当社と、社外取締役福田正及び岩田明子の両氏のそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・当社と、社外監査役星野正司氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	福田 正 (注) 1	2024年8月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100.0%）に出席いたしました。同氏は、デジタルコンテンツ分野やマーケティング領域において高い専門性と幅広い知見を備えており、当社グループのデジタル戦略の推進やイノベーション創出に関して、市場動向を的確に捉えた指摘や提言を行っており、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
	岩田 明子 (注) 2	2024年8月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回（出席率92.3%）に出席いたしました。同氏は、マスコミ、ジャーナリストとしての豊富な経験に基づくメディアや世論の動向を的確に捉えた広範・公正な視点を有しており、独立した立場から経営の監督と助言を行うという社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
監査役	吉川 信 哲	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回（出席率100.0%）、監査役会21回のうち21回（出席率100.0%）に出席いたしました。大手通信事業者及び同グループ会社出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
	星野 正 司	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回（出席率100.0%）、監査役会21回のうち21回（出席率100.0%）に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

- (注) 1. 取締役福田正氏につきましては、2024年8月29日開催の第36回定時株主総会において新たに選任された後の状況を記載しております。
2. 取締役岩田明子氏につきましては、2024年8月29日開催の第36回定時株主総会において新たに選任された後の状況を記載しております。
3. 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 40百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40百万円
- ④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況の監査を通じて、前期の監査実績の分析・評価に必要な情報収集を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積もりについて、監査役会にて検討し、相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。
- ⑤ 監査公認会計士等の非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。また、当社では、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会の決定により、当該会計監査人を不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を決定する方針です。

(5) **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りです。（最終改定 2024年5月24日）

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

1. コンプライアンスの推進にあたっては、常勤取締役及び部長以上の幹部が出席する経営委員会（以下、「経営委員会」という。）にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。
2. 当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。
3. 当社グループ内においてコンプライアンス違反行為を早期に発見、是正するため、総務部を窓口とする内部通報制度を実施する。コンプライアンス上、疑義のある行為を発見した場合、当社グループの役職員は当社総務部に通報し、当社総務部は、当該通報を受けた場合、経営委員会、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 当社の内部監査室による監査を通じ、当社グループ各社の業務実施状況の実態を把握し、業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証し、監査結果を、適宜、経営委員会、取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。
2. 組織全体の情報セキュリティマネジメント システムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。
2. 経営委員会をリスク管理機関とし、当社グループにおける様々なリスクを一元的に俯瞰し、監視に努めるとともに、新たな想定リスクの抽出、対応方法の協議を行うものとする。リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置するものとする。
3. リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。
4. 当社の子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うため、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、必要に応じて役職員を派遣し、当社の子会社における業務の適正性を確保する。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図るものとする。
2. 取締役は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。
3. 取締役会は、当社グループの役職員が共有する目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画及び年度予算を策定し、業務執行を担当する当社グループ各社の取締役は目標達成のために注力する。
4. 前項の定めに従い策定した目標達成の進捗状況管理は、当社においては経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行うものとし、当社の子会社においては各社の実態を踏まえた月次業績のレビューの体制を適切に構築させるものとする。
5. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、当社グループの緊密な連携を保ち、当社グループの全体の事業の繁栄を目指すものとする。
6. 内部監査室による監査を通じ、当社の子会社の業務執行が効率的に行われているかを調査・検証する。

ホ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 関係会社管理規程を制定し、当社の子会社に対し、その定めに従い、経営上の重要事項を決定する場合には、当社の経営委員会での審議を経て、当社取締役会への付議を行うとともに、必要に応じて当社と連携することを義務づける体制を確保する。
2. 当社の子会社に対し、当社の取締役及び監査役が当該子会社の文書等を必要に応じて常時閲覧できる体制を確保させる。
3. 当社取締役が当社の子会社の取締役を兼務することで、この者を通じ、当社の子会社の経営上の重要事項が適時に当社に報告されるようにする。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 総務部スタッフから監査役を補助する使用人としての適任者を選任し、この者は監査役会の事務局を兼ねる。
2. 同スタッフは、監査役の補助に関する業務については、監査役の指示に従いその職務を行う。
3. 同スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

ト. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、適宜、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
2. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
3. 当社グループの役職員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
4. 内部監査室は、内部監査の結果を監査役又は監査役会に対して報告する。
5. 総務部は、内部通報制度による通報の状況について、監査役に報告する。
6. 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

チ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

リ、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
2. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
3. 監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を計17回、経営委員会を18回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営委員会はコンプライアンスに関する協議を行うほか、リスク管理機能を併せ持っており、リスク管理チームの事務局長が出席し、危機管理の観点から適宜助言等を行っております。
2. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、毎月1回以上開催される子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。
3. 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフを監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人又は内部監査室との会合を定期的実施するとともに、常勤監査役は、経営委員会等の重要な会議に出席しております。

以 上

第37期 連結計算書類

2024年6月1日から
2025年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,711,295	流 動 負 債	608,485
現 金 及 び 預 金	3,861,128	買 掛 金	195,808
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	751,249	未 払 法 人 税 等	31,385
商 品	18,878	未 払 消 費 税 等	28,035
仕 掛 品	8,358	契 約 負 債	42,179
貯 蔵 品	165	そ の 他	311,075
未 収 入 金	17,633	固 定 負 債	86,174
そ の 他	54,347	退 職 給 付 に 係 る 負 債	59,284
貸 倒 引 当 金	△465	そ の 他	26,890
固 定 資 産	880,153	負 債 合 計	694,660
有 形 固 定 資 産	249,329	純 資 産 の 部	
建 物	25,599	株 主 資 本	4,823,588
機 械 及 び 装 置	190,164	資 本 金	1,108,338
土 地	12,400	資 本 剰 余 金	984,894
そ の 他	21,165	利 益 剰 余 金	2,730,355
無 形 固 定 資 産	235,352	その他の包括利益累計額	△88,913
ソ フ ト ウ ェ ア	229,913	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△88,913
そ の 他	5,438	新 株 予 約 権	3,448
投 資 そ の 他 の 資 産	395,471	非 支 配 株 主 持 分	158,665
投 資 有 価 証 券	279,940	純 資 産 合 計	4,896,788
差 入 保 証 金	82,308	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,591,448
繰 延 税 金 資 産	31,102		
破 産 更 生 債 権 等	742		
貸 倒 引 当 金	△742		
そ の 他	2,120		
資 産 合 計	5,591,448		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上 販売 営業 受受受 業補 そ 営 支 支 為 そ 特 投 資 法 人 法 人 当 期 非	上 原 利 益 高 価 益 費 益					4,442,255
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					2,804,930
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					1,637,324
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					1,569,509
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					67,815
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				2,376	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				10,199	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				1,332	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				960	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				6,653	
上 原 利 益 高 価 益 費 益	上 原 利 益 高 価 益 費 益				1,920	23,440
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				1,161	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				426	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				241	
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				54	1,884
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					89,372
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				2,901	2,901
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					92,273
	上 原 利 益 高 価 益 費 益				51,585	
上 原 利 益 高 価 益 費 益	上 原 利 益 高 価 益 費 益				2,636	54,221
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					38,052
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					16,358
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					21,693
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					
	上 原 利 益 高 価 益 費 益					

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
2024年 6 月 1 日 期 首 残 高	1,108,338	984,894	2,824,267	4,917,499
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△115,604	△115,604
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			21,693	21,693
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△93,911	△93,911
2025年 5 月 3 1 日 期 末 残 高	1,108,338	984,894	2,730,355	4,823,588

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年 6 月 1 日 期 首 残 高	－	－	2,599	148,734	5,068,834
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△115,604
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					21,693
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△88,913	△88,913	849	9,930	△78,133
連結会計年度中の変動額合計	△88,913	△88,913	849	9,930	△172,045
2025年 5 月 3 1 日 期 末 残 高	△88,913	△88,913	3,448	158,665	4,896,788

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社名

株式会社ダイブ

株式会社フォー・クオリア

株式会社and One

株式会社社会津ラボ

株式会社プロモート

株式会社スマート・コミュニティ・サポート

いなせり株式会社

株式会社アップデートサポート

非連結子会社の数 2社

非連結子会社名

NE銀潤株式会社

Dive Global Access, Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数

該当ありません。

持分法非適用会社の数 2社

持分法非適用会社名

NE銀潤株式会社

Dive Global Access, Inc.

(持分法適用の範囲から除いた理由)

上記の持分法非適用会社は小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。また、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

機械及び装置 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① コンテンツサービス

コンテンツサービスの主な内容は、通信キャリアのプラットフォームを利用した一般消費者向けのスマートフォンによるアプリサービスであり、顧客が当該サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断し、顧客が利用した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② ビジネスサポートサービス

ビジネスサポートサービスの主な内容は、キitting支援（ツール販売）、交通情報、コミュニケーション、EC・ASPサービス等であり、契約期間の定めのあるライセンスの供与について、使用权の場合には、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ システム開発サービス

システム開発サービスの主な内容は、アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発・運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等であります。

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発等については、履行義務は契約上合意したシステム開発をすることであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等保守サービスについては、顧客との契約に基づき契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の有形固定資産	41,772千円
当社の無形固定資産	110,756千円
減損損失	－千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

ソフトウェアのうち減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

②主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、主な事業及びサービスごとの売上高見込額であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各事業の売上高が事業計画上の計画値を下回った場合、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	31,102千円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	32,861千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの主要な仮定は、主な事業及びサービスごとの売上高見込額であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

各事業の売上高が事業計画上の計画値と大きく異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産及び法人税等調整額に影響を与える可能性があります。

3. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	40,291千円
-----	----------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しており、配分された取引価格に履行義務の充足に使用されたコストが契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるコスト合計（以下「開発原価総額」という。）に占める割合（以下「進捗率」という。）を乗じて売上高を計上しております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高の見積りの基礎となる開発原価総額における主要な仮定は、人件費等の積算の基礎となる工数であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積原価総額の主要な仮定であるシステム開発に係る人員の人件費等は、見積りの不確実性が高く、原価発生額の実績が見積金額と乖離することにより、翌連結会計年度において受注案件に係る損益が変動するリスクがあります。

IV 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 374,559千円

V 連結損益計算書に関する注記
該当事項はありません。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記
1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び種類ごとの総数
普通株式 38,534,900株

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年8月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	115,604	3	2024年5月31日	2024年8月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
- ① 決議日 2025年8月28日開催の定時株主総会において、決議を予定しております。
 - ② 配当金の総額 115,604千円
 - ③ 1株当たり配当額 3円
 - ④ 基準日 2025年5月31日
 - ⑤ 効力発生日 2025年8月29日
 - ⑥ 配当原資 利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び種類ごとの総数

2023年2月22日開催の取締役会決議によるストックオプション 普通株式 54,300株

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注時における与信の管理等によってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券である株式は、営業上関係を有する企業の株式及び上場株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金の使途は設備投資資金であり、手許流動性を十分に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額65,180千円）は、次表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金及び買掛金についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券 其他有価証券	214,760	214,760	－
負 債 計	214,760	214,760	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	214,760	—	—	214,760

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券（その他有価証券）

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

VIII 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

IX 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	クリエイション事業	ソリューション事業	
コンテンツサービス	1,054,850	—	1,054,850
ビジネスサポートサービス	684,405	—	684,405
再生可能エネルギー	60,433	—	60,433
システム開発サービス	—	1,916,265	1,916,265
業務支援サービス	—	649,693	649,693
その他サービス	—	76,607	76,607
顧客との契約から生じる収益	1,799,689	2,642,565	4,442,255
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,799,689	2,642,565	4,442,255

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」、「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	615,932	686,294
契約資産	157,162	64,954
契約負債	38,413	42,179

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、37,844千円です。

契約資産は、顧客との間で締結した請負契約について期末日時点で履行義務が完了しておりますが、未請求となっているサービスに係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該履行義務に関する対価は、顧客との契約に従い、成果物について顧客による検収を受けた後に請求し、対価を受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する顧客との契約について、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	122円87銭
2. 1株当たり当期純利益	0円56銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第37期 計 算 書 類

2024年6月1日から
2025年5月31日まで

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

日本エンタープライズ株式会社

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,430,450	流 動 負 債	315,978
現 金 及 び 預 金	2,992,932	買 掛 金	157,113
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	386,487	未 払 法 人 税 等	10,595
商 品	14,795	未 払 金	70,472
仕 掛 品	15	契 約 負 債	26,069
貯 蔵 品	62	そ の 他	51,726
前 払 費 用	21,209	固 定 負 債	12,961
そ の 他	14,948	リ ー ス 債 務	12,731
		そ の 他	230
固 定 資 産	890,216	負 債 合 計	328,940
有 形 固 定 資 産	41,772	純 資 産 の 部	
建 物	12,441	株 主 資 本	4,077,191
工 具 器 具 備 品	801	資 本 金	1,108,338
土 地	12,400	資 本 剰 余 金	986,289
リ ー ス 資 産	16,129	資 本 準 備 金	986,289
無 形 固 定 資 産	111,574	利 益 剰 余 金	1,982,563
ソ フ ト ウ ェ ア	111,574	利 益 準 備 金	10,000
投 資 そ の 他 の 資 産	736,868	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,972,563
投 資 有 価 証 券	214,960	別 途 積 立 金	1,036,000
関 係 会 社 株 式	454,157	繰 越 利 益 剰 余 金	936,563
差 入 保 証 金	65,751	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△88,913
そ の 他	2,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△88,913
		新 株 予 約 権	3,448
資 産 合 計	4,320,666	純 資 産 合 計	3,991,726
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,320,666

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上 販売費 営業 受 受 受 業 補 そ 営 支 為 特 投 法 人 当	上 及 営 業 取 取 受 務 助 業 支 払 経 税 引 前 当 期	上 び 業 外 取 受 託 金 の 外 手 替 常 利 証 券 及 民 税 純	原 一 般 管 理 損 益 利 当 貸 手 収 費 差 損 純	高 価 益 費 失 息 金 料 料 入 他 料 損 失 益 失 税 失		2,150,182
						1,182,355
						967,826
						1,114,080
						146,253
					1,839	
					45,035	
					1,332	
					62,280	
					1,980	
1,720	114,187					
	426					
	271	697				
		32,763				
	2,901	2,901				
		29,862				
	3,327	3,327				
		33,190				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合
		資 本 金 準 備	資 本 金 剰 余 合 計	利 益 金 準 備	そ の 他 利 益 金 別 積 立	剰 余 金 繰 越 利 益 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合	
2024年6月1日 期 首 残 高	1,108,338	986,289	986,289	10,000	1,036,000	1,085,358	2,131,358	4,225,986
事業年度中の 変 動 額								
剰余金の配当						△115,604	△115,604	△115,604
当期純損失						△33,190	△33,190	△33,190
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△148,795	△148,795	△148,795
2025年5月31日 期 末 残 高	1,108,338	986,289	986,289	10,000	1,036,000	936,563	1,982,563	4,077,191

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計		
2024年6月1日 期 首 残 高	－	－	2,599	4,228,586
事業年度中の 変 動 額				
剰余金の配当				△115,604
当期純損失				△33,190
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	△88,913	△88,913	849	△88,064
事業年度中の 変 動 額 合 計	△88,913	△88,913	849	△236,860
2025年5月31日 期 末 残 高	△88,913	△88,913	3,448	3,991,726

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

工具器具備品 5～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における使用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) コンテンツサービス

コンテンツサービスの主な内容は、通信キャリアのプラットフォームを利用した一般消費者向けのスマートフォンによるアプリサービスであり、顧客が当該サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断し、顧客が利用した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから、おおよそ3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) ビジネスサポートサービス

ビジネスサポートサービスの主な内容は、キitting支援（ツール販売）、交通情報、コミュニケーション、EC・ASPサービス等であり、契約期間の定めのあるライセンスの供与について、使用権の場合には、顧客が知的財産を使用可能になった時点で一括で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) システム開発サービス

システム開発サービスの主な内容は、アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発・運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等であります。

アプリ開発、WEB構築、サーバ構築、システム開発等については、履行義務は契約上合意したシステム開発をすることであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。この履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりが困難でありながらも、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム運用・監視、デバッグ、ユーザーサポート等保守サービスについては、顧客との契約に基づき契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

II 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	41,772千円
無形固定資産	111,574千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）1. 固定資産の減損」と同一のため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	－千円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）2 繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、注記を省略しております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 115,447千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	11,546千円
短期金銭債務	27,623千円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 9,902千円

仕入高 147,974千円

販売費及び一般管理費 10,944千円

営業取引以外 97,116千円

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 千円

未払事業税 2,455

繰越欠損金 127,899

関係会社株式評価損 80,187

未払賞与 3,071

減損損失 1,484

その他有価証券評価差額金 28,025

その他 7,324

繰延税金資産小計 250,448

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △127,899

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △122,549

評価性引当額小計 △250,448

繰延税金資産合計 —

繰延税金資産の純額 —

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子会社	株 式 会 社 ダ イ ブ	所有 直接 83.3	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (サーバ保守等)	9,120	売 掛 金	836
子会社	株 式 会 社 フ ォ ー ・ ク オ リ ア	所有 直接 97.5	ク リ エ ー シ ョ ン 事業及びソリューション 事業の受発注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (サーバ保守等)	117	—	—
				外 注 費 等 (データ素材制作等)	48,608	買 掛 金	2,053
				業務受託手数料	18,000	未 収 入 金	1,650
子会社	株 式 会 社 a n d O n e	所有 直接 93.2	クリエイション事業 の 受 発 注 役 員 の 兼 任	運 営 管 理 費 (IP電話システム等)	6,051	買 掛 金	156
子会社	い な 式 せ り 株 式 会 社	所有 直接 100.0	ク リ エ ー シ ョ ン 事業及びソリューション 事業の発注 役 員 の 兼 任	商 品 の 購 入 等	501	—	—
子会社	株 式 会 社 会 津 う ボ	所有 間接 100.0	ク リ エ ー シ ョ ン 事業及びソリューション 事業の受発注 役 員 の 兼 任	外 注 費 (サーバ保守等)	4,308	買 掛 金	2,544
子会社	株 式 会 社 プ ロ モ ー ト	所有 直接 90.6	クリエイション事業 及びソリューション 事業の受発注 役 員 の 兼 任	売 上 高 (幹旋手数料等)	664	売 掛 金	—
				外 注 費 (ライセンス料等)	30,059	買 掛 金	15,868
子会社	株 式 会 社 ア ッ プ デ ー ト サ ポ ー ト	所有 直接 33.3 間接 66.7	クリエイション事業 及びソリューション 事業の発注 役 員 の 兼 任	外 注 費 (システムサポート等)	59,811	買 掛 金	6,226
子会社	N E 銀 潤 株 式 会 社	所有 直接 100.0	クリエイション事業 の 発 注 役 員 の 兼 任	運 営 管 理 費 (コンテンツ運営等)	278	買 掛 金	121

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

売上については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

原価については、複数の見積りを入手し、過去の実績その他相手先の開発能力等を勘案して、発注及び価格を決定しております。

サーバ保守等、業務受託手数料、データ素材制作等、システム利用料、ライセンス料及びシステムサポート等に係る取引価格は、一般的取引条件を勘案して決定しております。

VIII 収益認識に関する注記

「I 重要な会計方針に係る事項」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	103円50銭
2. 1株当たり当期純損失	0円86銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 查 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 勇人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小林 勇人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役又は監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人　E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人　E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月25日

日本エンタープライズ株式会社	監査役会
常勤監査役 片貝 義人	Ⓔ
社外監査役 吉川 信哲	Ⓔ
社外監査役 星野 正司	Ⓔ